

荒廃農地の発生防止と解消について

<対策のポイント>

荒廃農地の発生を未然に防止するとともに、発生した荒廃農地は速やかに解消することが重要。

<荒廃農地になる前に>

- 荒廃農地は周辺農地に悪影響を及ぼし、その解消には**多額の費用を要することから**、農地の適正な管理により、荒廃農地の発生を防止することが重要。
- 個々の農業者のやむを得ない事情により農業生産活動が出来なくなる場合に備えて、地域ぐるみの活動を推進することが有効。
- 区画が不整形、狭小、排水不良など農地の条件が悪く、借り手が見つからない場合、地域の話し合いにより基盤整備を実施することも有効な手段。

(参考) 荒廃農地になってしまうと・・・

- ・農地の集積・集約化が進みにくくなる。
- ・野生鳥獣のすみかとなり、周辺農地の鳥獣被害の原因となる。
- ・病害虫の発生要因となる。



<荒廃農地を解消するために>

- 農地の集積・集約化、経営面積の拡大、鳥獣被害の解消等のためにも荒廃農地は、できるだけ早期に解消することが重要。
- 荒廃農地が発生した場合には、地域で農地のあり方を話し合い、解消すべき荒廃農地を選定し、自助努力による解消を図るのが基本。自助による解消が困難な場合、右の事例を参照し各種事業の活用を検討。
- 各種事業のうち、ハード事業は事業費要件等があることから、近隣で似た状況にある農地と連携して、まとめて整備することを検討。
- 周辺農地もまとめて区画拡大、汎用化等を図る場合は本格的な農地整備を導入することも有効な手段。
- このほか、家畜を放牧し、野草を採食させることで荒廃農地を解消する取組も各地で実施。

<発生防止と解消の具体的ツール(例)>

【多面的機能支払交付金】

実施期間 平成26年度～
補助率 定額
発生防止・解消実績
▶発生防止面積 推計 約1.3～3.3万ha (H26～30合計)
▶解消面積 181ha/年 (H26～29平均)

○事例 おおくさ水土里の会(愛知県小牧市)

- ・平成19年度から遊休農地の発生状況の把握、解消の取組を開始。
- ・遊休農地の解消・保安全管理のため、発生場所の現地調査や土地所有者の情報収集、草刈等を実施。
- ・遊休農地の活用のため、近隣の営農者に、耕作を行うよう働きかけ。



【中山間地域等直接支払交付金】

実施期間 平成12年度～ (第4期対策:平成27～31年度)
補助率 定額
発生防止・解消実績
▶発生防止面積 推計 約3.7万ha (H22～26合計)
▶解消面積 7ha/年 (H27～29平均)

○事例 七折東広域協定(宮崎県日之影町)

条件不利地の荒廃農地の復旧を行うとともに農作業受託を中心にトマトや葉草など農産物の生産も行っている。(荒廃農地解消面積:2ha(H29))



町内の農用地は小面積で階段状



法人による農地の復旧作業

【きめ細かな農地整備】

1. 農地耕作条件改善事業

実施期間 H27～
補助率 1/2等
事業費要件 200万円以上

2. 中山間地域所得向上支援事業

実施期間 H28～(補正予算)
補助率 55%等
事業費要件 200万円以上

1, 2ともに事業メニュー「営農環境整備支援」において<耕作放棄地解消・発生防止のための簡易な整備>が可能

【本格的な農地整備】

1. 農地中間管理機構関連農地整備事業

実施期間 H30～
補助率 1/2等
面積要件 20ha以上 等

(農地中間管理機構が借り入れている農地について、農業者の申請・同意・費用負担によらず実施可能)

2. 国営緊急農地再編整備事業

実施期間 H20～ (施行申請期限:R3年度まで)
補助率 2/3等
面積要件 400ha以上

<再生利用が困難な荒廃農地(B分類)の場合>

- 森林として活用
- 6次産業化施設等、農林業の振興に繋がる利用を検討。

